

令和 8 年 3 月 3 日
青森県健康医療福祉部
健康医療福祉政策課

災害救助法による救助の終了について

令和 8 年 1 月 21 日からの大雪に関し、下記のとおり災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を終了したので、同法第 2 条第 3 項に基づき公示する。

記

1 適用日

- (1) 令和 8 年 1 月 29 日
- (2) 令和 8 年 1 月 30 日
- (3) 令和 8 年 2 月 2 日

2 終了地域

- (1) 弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鱒ヶ沢町、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、上北郡野辺地町
- (2) 西津軽郡深浦町
- (3) 中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡中泊町、上北郡六ヶ所村

3 終了日

令和 8 年 2 月 27 日